

# 健康保険

## 新しい国民健康保険 被保険者証のご利用を

新しい国民健康保険被保険者証を10月初旬までに送付します。

不在などで受け取れなかった方は、10月17日以前に現在お持ちの被保険者証と印鑑を持って、お住まいの区の区役所保険年金課へお越しください。

古い被保険者証では、11月1日から保険診療が受けられませんが、ご注意ください。なお、年齢などにより被保険者証の有効期限が異なっている場合があります。また、就学などのため、

区役所保険年金課の電話

堺	☎228-7413	FAX228-7539
中	☎270-8189	FAX270-8171
東	☎287-8108	FAX287-8621
西	☎275-1909	FAX275-1908
南	☎290-1808	FAX290-1813
北	☎258-6743	FAX258-6894
美原	☎363-9314	FAX363-0020

午後5時、区役所保険年金課へ。  
問合せⅡ区役所保険年金課へ。

例の申請をすれば、継続して市の被保険者証を使用することができません。

詳しくは被保険者証に同封しているチラシをご覧ください。

問合せⅡ区役所保険年金課へ。

### 国民健康保険の日曜窓口を開設

平日、仕事を休んで届け出を行うことが困難な方を対象に、他の健康保険に加入している場合喪失届や保険料の納付相談などの窓口を開設します。

10月15日(水)、対象の方に保険料の特別徴収(年金から天引き)を行います。7月から送付した保険料額決定通知書で、保険料の納付方法をご確認ください。また、10月から特別徴収が開始する方は、7~9月は納付書か口座振替での納付になりますので、保険料の納め忘れにご注意ください。

障害者医療証(ひとり親家庭医療証)新しい医療証を送付  
障害者医療証(ひとり親家庭医療証)の有効期限は、10月31日です。いずれも引き続き対象となる方には、新しい医療証(障害者医療証はオレンジ色、ひとり親家庭医療証はピンク色)を10月中旬以降に送付します。

10月から個人市・府民税の公的年金からの特別徴収(年金から引き落とし)が始まります。この制度は年金受給者の納税の手間を省き、市町村の徴収

# 国民年金

## 年金基礎知識

病气やけがで障害の状態になったとき、次のように年金を受けられます。

障害基礎年金(障害の程度が障害等級表の2級以上)に該当しなかったら、その後に、65歳に達する日の前日までに2級以上に該当するように。▽初診日の前日において、初診日の前々月までの保険料納付済期間(免除・若年者納付猶予・学生納付特例期間を含む)が加入期

請求している方は一部を除き対象外。詳しくはお問い合わせください。▽障害認定日(初診日から1年6カ月以内)に症状が固定した日に、国民年金障害等級表の1級か2級の状態にあるか、障害認定日に障害の程度が障害等級表の2級以上)に該当しなかったら、その後に、65歳に達する日の前日までに2級以上に該当するように。

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せして給付する公的年金制度です。対象は、20~59歳の国民年金

# 税金

11月1日からは健康保険証と新しい医療証を医療機関に提示してください。なお、現在これらの制度の対象となる方で、所得制

限などにより対象でなくなった方にも10月中旬以降に通知します。問合せⅡ区役所保険年金課へ。

10月1日からは健康保険証と新しい医療証を医療機関に提示してください。なお、現在これらの制度の対象となる方で、所得制

法人市県民税(法人税)の税率を改正  
地域間の税源の偏りをなくすため、法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とする税制改正が行わ

市・府民税 第3期分  
納期限 10月31日  
納期限までに、金融機関(郵便局、コンビニ、市税事務所(納税)でお納めください。ペイジーに対応した金融機関の現金自動受払機(ATM)などでもお納めいただけます。口座振替をご利用の方は、預貯金残高をご確認ください。 匱 市税事務所(納税)か収税課(収納)へ。

問合先

市民税管理課(法人市民税担当)	☎228-7537	FAX228-7618
収税課	☎228-3957	FAX228-7618
堺市税事務所	☎228-7410	FAX228-7766
中市税事務所	☎270-8185	FAX270-8102
東市税事務所	☎287-8104	FAX287-8115
西市税事務所	☎275-1905	FAX275-1917
南市税事務所	☎290-1804	FAX290-1816
北市税事務所	☎258-6714	FAX258-6822
美原市税事務所	☎363-9317	FAX361-1889